

建設コンサルタント業務一般競争入札試行要領改定新旧対照表

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1	改定前 R2.4.1
<p>(P1)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 総合評価落札方式による一般競争入札(事後審査型)を実施する業務委託(以下「対象業務」という。)は、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が5百万円以上の建設コンサルタント業務であって、当該業務の目的、内容等を考慮して総合評価落札方式による一般競争入札により契約の相手方を決することが適当であると契約担当者が判断したものとする。</p> <p>(P3)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(P1)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 総合評価落札方式による一般競争入札(事後審査型)を実施する業務委託(以下「対象業務」という。)は、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が1千万円以上の建設コンサルタント業務であって、当該業務の目的、内容等を考慮して総合評価落札方式による一般競争入札により契約の相手方を決することが適当であると契約担当者が判断したものとする。</p> <p>(P3)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p>